

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会

No.84 2013.12.23

発行責任者 柿本 克彦

編集責任者 教 宣 部

第4回府労委会社側証人主・反対尋問！！ 組合側弁護士役鋭く切り込む！！

12月20日、15時から大阪府労働委員会で会社側、本社の石原担当課長と関西支社の田崎代理の主・反尋問がありました。

この審問に各分会や静岡から30名以上に及ぶ大勢の仲間が集まりました。

会社側、本社の石原担当課長の反対尋問は組合側弁護士役を柳楽 関さん（本部執行委員）が担当しました。この尋問で会社側の一方的な解釈やデタラメを明らかにしてきました。

その中でも石原担当課長は「組合掲示物が協約に違反していても撤去したり、しなかったりする」と証言しているのです。

掲示物の撤去は協約ではなく、会社の勝手な判断だった！！

会社側、関西支社の田崎代理の反対尋問は組合側弁護士役を熊沢 守さん（地本執行委員）と細田 正樹さん（分会執行委員）が担当しました。この尋問でも色々明らかにりましたが、中でも田崎代理は「府労委で審議している掲示物については石原担当課長が撤去の判断をしたが、それ以外は現場長判断だ」と証言したのです。

掲示物撤去の時は現場長に理由をしっかりと聞きに行きます！！



これで証人尋問は終わりです。
これまで多くの組合員の皆さんに応援に来ていただき、ありがとうございました。3月10日最終陳述書を提出します。最後まで全力でいっしょに闘いましょう！！